

# 指定ごみ袋及び持込手数料の料金改定についてお知らせします

令和5年10月1日から木曽クリーンセンター「指定ごみ袋」の価格が改定となりました

長年にわたり指定ごみ袋の価格据置に努めてきましたが、近年の社会情勢等により、原材料・運搬費などの価格高騰の影響を受け、調達価格が10円～30円上昇し現在の価格の維持が難しい状況となり「指定ごみ袋」の料金改定を行います。

また、木曽クリーンセンターへのごみの直接持込についても「ごみ持込手数料」の改定を行わせていただきます。

改定価格及び手数料は下記のとおりとなりますので、ご理解の程お願いいたします。

## 【 令和5年10月1日からの指定ごみ袋価格 】

1枚当たりの価格

区 分		新価格	旧価格	差額
燃えるごみ指定袋	小袋	40円	30円	+10円
	燃えないごみ指定袋	大袋	80円	60円
生ごみ指定袋		30円	20円	+10円
プラスチック製容器包装指定袋				

## 【 旧価格の指定ごみ袋について 】

○生ごみ以外の旧価格指定ごみ袋は、差額分の証紙シールを貼り付けていただくことで、令和5年10月以降も期限無くご使用いただけます。

○生ごみ指定袋は経過措置により、令和6年3月末まではそのままご使用いただけます。  
(証紙は貼り付けないでください。) なお、令和6年4月以降は使えません。

## 【 令和5年10月1日からのごみ持込手数料 】

10kg ごとの手数料

区 分		新手数料	旧手数料	差額
一般家庭の方	袋に入るサイズの 燃えるごみ・燃えないごみ	150円	130円	+20円
	粗大ごみ 燃えるごみ・燃えないごみ	200円	130円	+70円
事業者の方	大きさにかかわらず(一律) 燃えるごみ・燃えないごみ	200円	130円	+70円

# 令和5年10月以降の旧価格指定ごみ袋の使用について

9月末までに使用しきれず残ってしまった生ごみ以外の旧価格の指定ごみ袋は、差額分の証紙シールを貼り付けていただくことで、引き続きご使用いただけます。

※ 「生ごみ以外の旧価格指定ごみ袋」及び「証紙シール」に使用期限はありません。

## 【例として】

指定ごみ袋（大）60円+20円証紙シール1枚（又は10円証紙シール2枚）=80円



指定ごみ袋（小）30円  
+10円証紙シール1枚=40円



プラスチック製容器包装指定袋20円  
+10円証紙シール1枚=30円

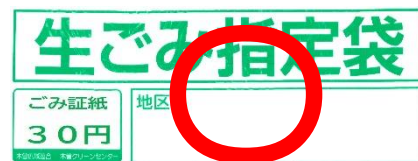


## 「生ごみ指定袋」の使用について

「生ごみ指定袋」に限っては、新価格との差額分（10円）の証紙シールを貼ると生分解（堆肥化）ができなくなってしまうため、**例外的にお手持ちの旧指定ごみ袋のままで使用可能**としていきます。ご自宅に残っている旧指定袋の使いきり（令和6年3月31日まで）と新指定袋への切り替えにご協力をお願いします。

※「旧価格20円の生ごみ指定袋」の令和6年4月1日以降の取扱い

- ① 令和6年3月末までの経過措置期間の終了により、生ごみを入れて「ごみステーション」に出すことができなくなります。
- ② 旧価格の指定ごみ袋（60円）に縛り付けることで20円証紙シールの代わりとして使うことができますが、自然に還る特殊な袋のため、長期間保管すると破れやすくなってしまいます。



旧価格「20円」の生ごみ指定袋  
(令和6年3月末まで使用可能)

新価格「30円」の生ごみ指定袋